

家畜人工授精師

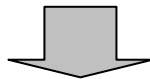
獣医師

和牛子牛生産農家

の皆様へのお願い

## 1. 精液証明書の「譲渡・経由の確認」欄への記入について

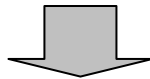
家畜改良増殖法施行規則の一部が改正され、平成20年4月1日から施行されています。この改正で家畜人工授精用精液証明書の様式が変更となり、裏面の「譲渡・経由の確認」欄への記入が義務付けられました。



記入のないものは法的にも証明書として無効であり、子牛登記書の発行はできません。裏面記入の徹底をお願いします。このことは、授精業務に携わる人以外にも、直接農家が精液を購入する場合も含めて、精液の流通に係わる全ての人を対象となります。記入例は、別紙のとおりです。

## 2. 授精証明書への精液ストローの添付について

(社)全国和牛登録協会の「子牛登記取扱方法」では授精証明書への精液ストローの添付を定めています。



岡山県はこのことの徹底が他県と比較して大幅に遅れており、子牛登記書の発行もできなくなります。不受胎を含めた全ての精液証明書と精液ストローの添付をお願いします。具体的な添付方法が分からない方は、登録協会岡山県支部(0867-42-5333)にお尋ね下さい。

**★「信用」は登録の生命です。岡山和牛ブランド確立のためにもご理解とご協力をお願いします。**

平成22年3月

JA

JA全農岡山県本部  
(社)全国和牛登録協会岡山県支部  
岡山県家畜人工授精師協会

# 別紙

## 精液証明書裏面の「譲渡・経由の確認」欄の記載例

### 1. 家畜改良事業団、県種雄牛精液

#### ①おか酪⇒JA

- ・JA職員が自ら授精するケース  
JAからの譲渡はない。  
記載不要

記載例	譲渡者	譲受者
	県・事業団	おか酪
	おか酪	JA〇〇

- ・JAが授精師に委託する場合  
JAから授精師への譲渡が発生。  
JAの記載が必要

記載例	譲渡者	譲受者
	県・事業団	おか酪
	おか酪	JA〇〇
	JA〇〇	〇〇授精師

#### ②おか酪⇒授精師

- ・授精師が購入し自ら授精する場合  
授精師の記載は不要

記載例	譲渡者	譲受者
	県・事業団	おか酪
	おか酪	〇〇授精師

#### ③おか酪⇒農家

- ・農家が自ら授精するケース  
牧場での記載は不要

記載例	譲渡者	譲受者
	県・事業団	おか酪
	おか酪	〇〇牧場

- ・授精師に授精してもらうケース  
A牧場の牛に授精する場合は不要  
(授精証明書で確認できる)

記載例	譲渡者	譲受者
	県・事業団	おか酪
	おか酪	A牧場

### 2. 鹿児島等民間

上記パターンと同じ

(販売業者から県内購入者が記載されているはず。

納品時に確認して下さい。)

購入者以降譲渡があれば記載が必要になります。

記載例	譲渡者	譲受者
	・・・	民間業者
	民間業者	購入者